



合併後5年間のまちづくり

【総務部】

平成22年2月



主な取り組み



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 主な取り組み

● 「薩摩川内市職員人材育成基本方針」の策定（平成18年3月）

急速な少子高齢化の進展，厳しい財政状況，1市4町4村による市町村合併，行政改革，地方分権，公務員制度改革が進められる中，市民との協働意識，専門的知識，経営感覚をもった職員の育成を図るために薩摩川内市職員人材育成基本方針を策定した。

求められる職員像	「薩摩川内市を愛し，市民本位のサービス改革に果敢に挑戦する職員」
市民志向	市民の満足度を常に意識し，市民に夢を与える職員
創造・挑戦	市民の夢の実現に向け，創造と改革に挑戦する職員
自立	経営感覚とプロ意識を持ち，自ら考えぬぎ，主体的に行動する職員

● 求められる職員像を目指した職員研修の実施（平成18年度～平成21年度）

市民に求められる職員像を目指し，様々な職員研修を行った。

内容	延べ受講者数
接遇研修	1,029名
管理監督者研修	942名
その他実務研修	2,605名
計	4,576名

- ※ その他実務研修
- ・ 法制研修
 - ・ 契約実務研修
 - ・ 複式簿記研修ほか



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 主な取り組み

● 提案公募型補助金制度の創設

薩摩川内市補助金等基本条例の制定（平成18年7月）を契機として、広く市民のやる気や活力・能力、主体的で自由な発想を引き出すとともに、多種多様な市民ニーズにも的確に答え、協働社会形成に資するため「提案公募型補助金制度」を創設（平成19年4月）した。

● 中長期財政運営指針の策定

中長期的に健全な財政運営を図るため、薩摩川内市中長期財政運営指針を策定した。

第1次 平成16年11月

第2次 平成19年10月

● 補助金の見直し

薩摩川内市補助金等基本条例を制定と合わせ、18年度にすべての補助金見直しを実施。以後、見直し区分に基づき、年次毎の見直しを行っている。

● 使用料・手数料の見直し

平成17年度～平成18年度に施設区分毎の受益者負担割合に基づく使用料の全面見直しを実施。併せて手数料見直しを行った。



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 主な取り組み

● 指定管理者制度の導入

市政行革大綱に基づく、「薩摩川内市アウトソーシング方針(平成17年9月策定)」に従い、市の直接的な業務フィールドを縮小し、民間による活動フィールドを拡大させるため、市有施設等の指定管理者制度の導入に努めるとともに、指定管理者導入施設の統一かつよりの確なチェック体制を構築し、指定管理者制度のより適正な運用を図るため、指定管理者モニタリング・評価マニュアルを策定し、平成21年6月から運用を開始した。

● 未利用土地等の処分

未利用土地等の処分については、「市政改革大綱 改革アクションプラン」に基づき、年次的に目標を定め、売却等の処分を行った。

また、更なる未利用地の処分を推進するため、平成21年5月には、県宅地建物取引業協会と「購入者紹介に関する協定」を締結した。



● 効率的な車両管理

平成20年4月から本庁の各課（出先機関を除く）が所管する公用車を財産活用推進課で一括管理し、車両の効率的運行体制の確立を図るとともに、維持管理費の削減を図るため、不要となった公用車の処分を実施した。



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 主な取り組み

● 固定資産現況調査事業（家屋全棟調査）の実施

公正かつ適正な課税を行うため、平成17年度より航空写真を利用した家屋全棟調査を行ない、全市域の一次調査を終了した。（平成20年3月）

二次調査については、川内地域及び甑地域を終了し、二次調査の進捗状況は、69.47%である。（平成21年3月現在）

平成21年度は、樋脇地域、入来地域、東郷地域、祁答院地域の二次調査を行ない、同年度内に本事業を終了する予定である。

- ※ 一次調査・・・課税漏れ家屋、滅失家屋等の現地調査（1棟調査）
- 二次調査・・・一次調査における課税漏れ家屋の評価



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 主な取り組み

● 薩摩川内市安全・安心まちづくり条例の制定（平成17年9月30日）

市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりに関し、基本理念を定め、市、市民、事業者及び所有者等の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に安全・安心まちづくりを推進し、もって市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現に資することを目的とする。

● 薩摩川内市国民保護計画の策定（H18年度策定）

国民保護法に基づき、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、本市の避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置を規定した薩摩川内市国民保護計画を策定した。

● 交通安全教室等の開催

高齢者、児童、生徒、園児等に対する交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚と交通モラルの向上に努めた。

事業名	受講者数(人)				
	17年度	18年度	19年度	20年度	計
高齢者ゆうゆうドライビングスクール	33	56	65	28	182
交通安全いきいきスクール	39	76	82	90	287
交通安全教育普及啓発事業	14,063	12,856	8,302	6,886	42,107



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 主な取り組み

● 自主防災組織の結成促進

自分たちの地域は自分たちで守ろうという自助・共助の精神と連帯感に基づき、災害発生初期時等における情報連絡、避難誘導等による円滑な対応を図るため自主防災組織の結成を促進する。

合併時組織率：17.7% ⇒ 平成20年度末現在：79.0%

● 防災マップ作成、配付

平成18年度に市内48地区コミュニティ協議会の区域ごとに防災マップを作成し、全戸に配布した。

● 市民サポーター制度の創設

災害時などの対応を市民と協働して行うため、平成19年度に詰所ごとに「市民サポーター」58人を委嘱し、災害時の詰所要員補助業務や地域防災連絡調整会議への参加などを行う。平成21年度から「防災サポーター」に名称変更。

● 防災行政無線デジタル化整備事業

旧市町村が整備した防災行政無線設備については、システムの差異があり、また、未整備地域もあったことから、既存のアナログ方式から国が推奨するデジタル方式で統一して整備することとし、親局（本庁）から一斉・地区選択などを可能とする防災行政無線を整備するものである。

平成20年度：統制局（2局）、中継局（8局）、屋外拡声子局（237局）等概ね完成



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 主な取り組み

薩摩川内市の入札制度改革の概要

入札制度改革の3つの理念

- 1 入札契約4つの条件の確保
透明性・競争性・公平性・客観性
- 2 いい仕事をする業者技術者が報われる制度へ
- 3 公務員の意識改革を促す制度へ

入札制度改革の5つの柱

- 1 談合のしにくい入札制度へ
- 2 ダンピング受注の防止
- 3 地元優良業者の育成及び不良不適格業者の排除
- 4 工事品質の確保
- 5 行政効率の向上



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 主な入札制度改革の概要

- 電子入札の導入
- (旧市町村枠) 指名競争入札から条件付一般競争入札の導入
- 工事品質評価型の導入 (格付の廃止)
- 工事成績評定の導入
- 総合評価落札方式・設計施工一括発注方式の導入
- 市場型最低制限価格の導入
- 施工体制調査制度の導入
- 重点監督・重点検査の実施
- 15ヶ月予算の導入
- 優良業者表彰制度の導入
- 各ワーキング (土木、建築、水道など) の開催
- 暴力団関係企業の排除 (警察署との協定書締結)
- ワンデイレスポンスの実施
- 出前講座の実施
- 入札等監視委員会の開催
- 監督員・検査員のスキルアップ研修の開催
- 監督員、検査員、建設工事関係課長会議の開催



現状と課題



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○現状と課題

●メンタル疾患による病気休暇取得者の増加

合併時からの心の健康(メンタルヘルス)で悩む職員が増加しており、市民サービスの低下が懸念されている。

今後、あいさつやコミュニケーション溢れる職場環境づくりなど、職員のメンタルヘルス予防のための抜本的対策が必要である。

●急激な世界的環境の変化

アメリカのサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的同時経済危機は、本市の雇用情勢の悪化にも影響した。

また、地球温暖化問題やメキシコで発生した新型インフルエンザなど世界的規模で影響が生じ、今まで対岸の火事であった世界の出来事が、本市でも速やかな対策を講じなければならない時代となっており、常に世界情勢に注視し、本市への影響を想定し、スピーディーに対応できる職員の養成が求められている。

●定員適正化への対応

合併時1,366名であった職員数は、平成21年4月1日で1,210名となり、5年間で156名減少した。

今後、厳しい財政状況への対応、ゴールド集落対策、原子力発電所増設計画、管理型産廃処分場計画の対応、九州新幹線全線開通の対応ほか課題も山積しており、限られた職員数で、市民とともに、スピーディーに課題に対応するため一層の職員の能力開発が求められている。



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 現状と課題

● 財政運営

中長期財政運営指針を踏まえ、持続可能な財政構造への転換を図っているが、依然として厳しい財政状況にあり、更なる経費削減等の取り組みが必要である。

● 提案公募型補助金の充実

着実に制度活用されているが、更なる制度の拡充に向け、運用上の課題等について具体的な検討を行なう必要がある。

特に、制度創設後3年目であり、活用限度を迎える事業について事業の自立や継続を促すことが不可欠である。

● 財務情報の公表

財政運営状況を市民に対し、よりわかりやすく提供し、可視化することにより、健全で将来に責任の持てる財政運営を図る必要がある。



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 現状と課題

● 財産関係

「市アウトソーシング方針(平成17年9月策定)」に従い、市有施設の外部委託や未利用土地等の処分、効率的な公用車の管理等に努めてきたが、景気低迷や原油高騰等の影響を受け、十分な成果をあげるには非常に厳しい状況にある。

今後、国からの「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針(平成18年8月)」に基づき、不要財産や遊休財産を整理し、売却や貸付等による更なる財源の確保や管理運営の見直しによる維持管理経費の節減を図る必要がある。

また、現在の市アウトソーシング方針は、市有施設(行政財産)の管理形態に重点をおいた方針であり、未利用土地等を売却するにあたっては、明確な処分方針や基準を策定する必要がある。



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○現状と課題

●防災関係

市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを進めるためにハード・ソフトの事業展開を行ってきたが、十分とはいえないところもある。

特に、市民主体の防犯に対する活動の推進、災害時の要援護者に対する避難支援など、市民と協働で安全安心なまちづくりに努めていく必要がある。

また、防災行政無線の屋外の放送施設は概ね完成したが、近年の密閉性の高い住宅では、大雨・台風等の災害時には屋外放送が聞こえないことから、各世帯に戸別受信機を設置し、非常時等の市民に対する情報提供の確立を図る必要がある。

●入札制度関係

透明性・競争性・公平性・客観性の確保を目的に、入札制度改革を進めてきた。

本市の入札制度改革における3つの理念及び5つの柱を基本とし、高い工物品質を確保し、かつコスト縮減が図られる制度の検討を進めます。



今後の主な取組について



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 今後の主な取組について

● 「薩摩川内市職員人材育成基本方針」の見直し

薩摩川内市職員人材育成基本方針を見直し、市民から求められる職員像である「薩摩川内市を愛し、市民本位のサービス改革に果敢に挑戦する職員」を、職員自ら目指すべき職員像とし、目指すべき職員像養成のため研修制度など新たな具体的方策を定め、一層の人材育成に努める。

● 「薩摩川内市次世代育成支援事業主行動計画」の見直し

急速な少子化に対応し、「出産・子育てに理解のある働きやすい職場」を創るために、「薩摩川内市次世代育成支援特定事業主行動計画」を見直し、職員が仕事と家庭を両立させ、職場においてその能力を十分に発揮出来るよう、職場環境づくりに努める。



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 今後の主な取組について

● 中長期財政運営指針の策定

現行の中長期財政運営指針の達成状況及びその要因について詳細な分析と検証を行うとともに、本市の抱える特有の課題や類似団体等における行財政改革の動き等を踏まえて、より実行性の高い財政運営上の指針を策定する。

● 提案公募型補助金の充実

制度創設の目的である協働社会の実現に向け、関係する分野における制度活用を図るとともに、そのために必要な制度の充実・見直しに努める。

● 公会計制度の導入

連結決算書類の作成により得られる第三セクター等を含めた市の財政状況をより住民にわかりやすく公表することにより、ストック情報やコスト負担を明示し、行政運営の透明性の向上を図る。

また、作成した連結財務書類を分析し、効果的・効率的な行政経営の指標として利活用を図る。

● 補助金の見直し

補助金の必要性、効果及び補助率等について見直しを行うことにより、市・市民が対等の立場において相互に協力する協働社会の形成に努める。

● 使用料・手数料の見直し

より質の高い施設・サービスの提供のために、社会経済情勢や施設の維持管理に要する経費等を勘案し、また、利用者の急激な負担増とならないよう配慮しながら、より適正な料金を設定するよう見直しを行う。



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 今後の主な取組について

● 指定管理者モニタリング・評価マニュアルの活用

指定管理者制度の更なる導入により、市有施設の外部委託、民営化の推進に努めるとともに、指定管理者モニタリング・評価マニュアルを活用し、指定管理者導入施設の統一かつよりの確なチェック体制を構築し、指定管理者制度のより適正な運用を図る。

● 未利用土地等の処分の促進

第2次市政改革大綱及び市財政健全化計画・中長期財政運営指針に基づき、遊休資産の洗い出しや管理形態の見直しを行うとともに、明確な処分方針や基準を策定し、未利用地の活用・売却等を図る。

● 効率的な車両管理の推進

不要となった公用車の処分を引き続き実施するとともに、車両の買い替えにあたっては、時代に即応した低燃費・エコカーの購入に努め、車両の効率的運行体制の充実や維持管理費の削減を図る。



合併後5年間のまちづくり【総務部】

○ 今後の主な取組について

● 自主防犯活動に対する支援制度の創設

安全・安心まちづくり条例に基づき、市民による青色回転灯装着車での防犯パトロール活動に対する補助制度を創設し、地域での市民による防犯抑制を図るとともに、防犯意識の高揚を図る。

● 災害時要援護者避難支援計画の策定

災害時において、寝たきり等の援護を要する者に対する避難支援体制の確立を図るため、関係機関の避難支援体制及び役割を明確にし、実効性の高い支援計画を策定する。

● 防災サポーターの制度拡充

これまで、災害時等に市民と協働して対応するため市民サポーターの名称で制度を創設し運用してきたが、今後は、防災サポーターと名称を改め、防災行政無線モニターやがけ地調査の支援など平時からの防災に対するサポート等をお願いし、地域市民と一体で防災対策に対応する。

● 防災行政無線デジタル化整備事業

市内全世帯に自治会放送が可能な戸別受信機を設置する。

● 入札制度改革

- ・ 電子入札の拡大
- ・ 監督員・検査員の更なるスキルアップ
- ・ 各ワーキング実施の拡大
- ・ 現行入札制度（入札結果）の検証



代表的取り組み事例



【参考】職員の人材育成

○ 薩摩川内市職員人材育成基本方針策定（平成18年3月）

1 求められる職員像と求められる能力

求められる職員像	薩摩川内市を愛し、市民本位のサービス改革に、果敢に挑戦する職員		
キーワード	市民志向	創造・挑戦	自立
キーワードに対する求められる職員像	市民の満足度を常に意識し、市民に夢を与える職員	市民の夢の実現に向け、創造と改革に挑戦する職員	経営感覚とプロ意識を持ち、自ら考えぬき、主体的に行動する職員
求められる能力	接遇能力	政策立案能力	基礎的職務遂行能力
求められる能力養成のために必要な研修	・接遇研修 ・クレーム対応研修等	・政策形成能力養成研修 ・プロジェクト研修等	・実務能力養成研修（法務・契約・財務） ・プレゼンテーション研修等

2 求められる職員像養成のための具体的方策

- (1) 人が育つ職場づくりの推進
- (2) 人を育てる人事制度への構築(研修・採用・人事異動・人事評価・賞罰・昇任・降任)
- (3) 職員の健康管理



【参考】提案公募型補助金制度

○ 提案公募型補助金制度

【内容】

- 市民自らが企画立案し実施しようとする公益性の高い事業を支援
- 協働社会の形成に資する補助制度を新設
- 市の第三者機関の審査を経て採択事業を決定

【経緯】

- H17年10月 市行政改革推進委員会が「市政改革の中核となる補助金システムの提言」を提出
- H18年 7月 「薩摩川内市補助金等基本条例」を制定
- H18年10月 平成19年度分公募・審査
- H19年 4月 提案公募型補助金制度開始

【参考】

平成19年度	応募	50件	採択	31件	補助総額	32,933千円
平成20年度	応募	54件	採択	32件	補助総額	30,112千円
平成21年度	応募	38件	採択	25件	補助総額	24,421千円



英語で遊ぼうRainbow事業
提案：英語で遊ぼうRainbow



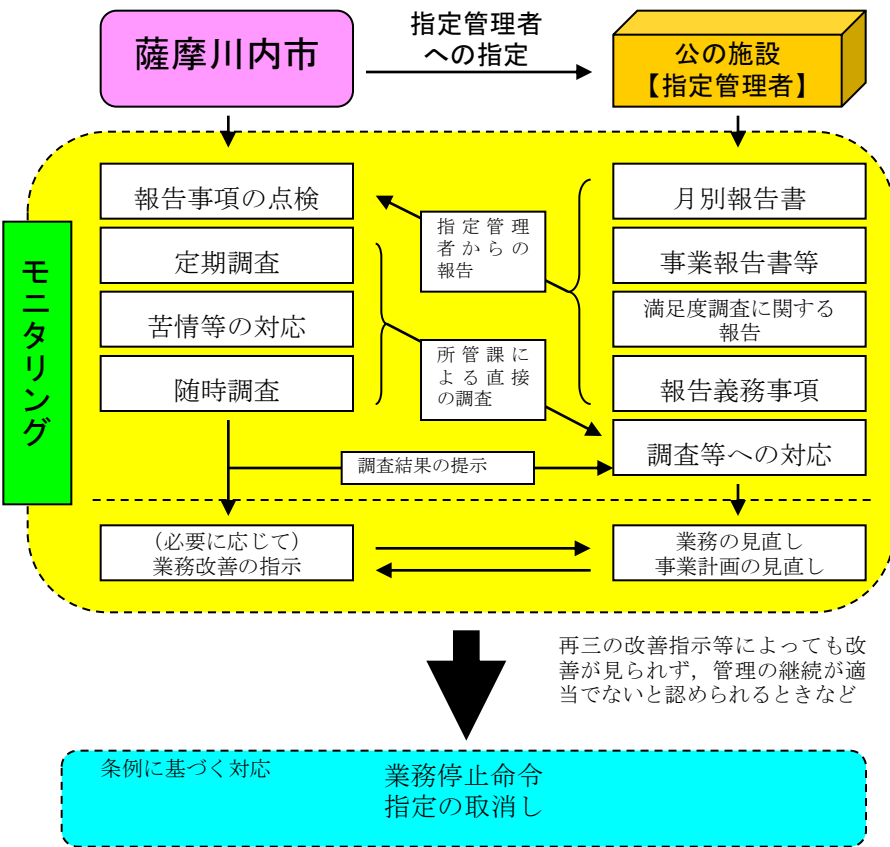
地域の世代間交流を豊かにする舞台
芸術鑑賞活動事業
提案：川内子ども劇場



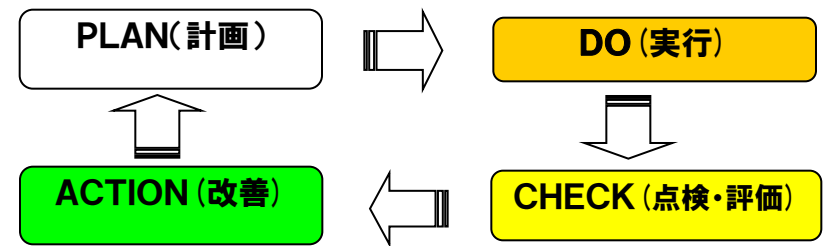
【参考】指定管理者モニタリング・評価

指定管理者モニタリング・評価マニュアルの策定・運用開始 H21. 6～

モニタリングの流れ



評価サイクル



PDCAサイクル	段階	具体的事項
PLAN (計画)	指定管理導入の検証及び決定	施設の設置目的の確認 施設管理のあり方の検討
	指定管理者の選定	公募・非公募の決定 利用料金制の導入の検討 募集要領・仕様書・協定書の作成
DO (実行)	管理運営	施設の管理運営
CHECK (点検・評価)	点検	モニタリング
	評価	評価
ACTION (改善)	改善	評価結果の計画への反映 ・施設の設置目的の再確認 ・施設管理のあり方の再検討 ・次回選定時の募集方法、基準等の検証



【参考】防災行政無線デジタル化整備事業

○ 防災行政無線デジタル化整備事業

旧市町村ごとに整備(アナログ方式で、機器の仕様など不一致)されていた**防災行政無線をデジタル方式**として統一していきます。

平成20年度

- 基幹部整備 (親局から屋外拡声子局(237局)まで)
- 地区コミュニティセンターからの放送対応機器設置(繰越事業)

平成21年度～25年度(約45,000戸)

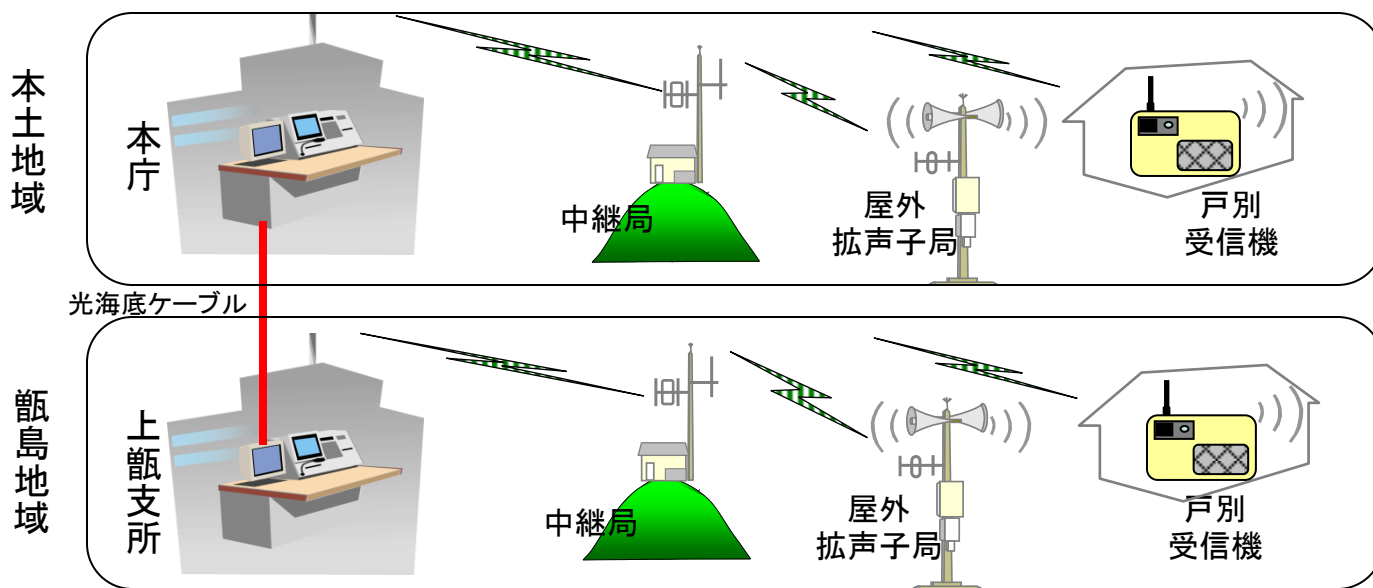
戸別受信機の未整備地域から順にデジタル対応の戸別受信機を市内全世帯に設置

○内容に適したエリアごとの放送

- 1 本庁から離島の甌島を含む市内全域一斉、地域・地区選択放送
- 2 消防局から地域・地区選択放送
- 3 支所から地域内放送
- 4 地区コミュニティ協議会から地区内放送
- 5 自治会から自治会内放送

○既設機器の有効継続利用

長期にわたる整備計画であることから、従来のアナログ電波の戸別受信機でも聞こえるように、デジタル電波をアナログ電波に変換する機器を設置し、情報伝達の切れ間がないように対応する。



新設の屋外拡声子局